

小松加賀環境衛生事務組合情報公開及び個人情報保護に関する条例

平成 29 年 3 月 1 日

条 例 第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、小松加賀環境衛生事務組合（以下「組合」という。）の管理する行政情報の開示及び個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、圏域住民参加による公正で開かれた組合行政を推進するとともに、個人の権利利益を保護し、組合の共同処理事務に対する理解と信頼を一層増進することを目的とする。

(小松市条例の準用)

第 2 条 前条の規定に基づく行政情報の公開及び個人情報の保護については、小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成 7 年小松市条例第 1 号）を準用する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。